

長崎県内就職促進

奨学金返済補助金支援制度の手引き

長 崎 県

【お問い合わせ先】

長崎県 産業労働部 産業人材課

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

TEL 095-895-2744

FAX 095-895-2583

----- 奨学金返済補助金支援制度の手引き -----

< 目 次 >

1 . 奨学金返済補助金支援制度とは	1
2 . 制度の概要	1
3 . 実施要項	2
(1) 目的	2
(2) 交付の対象となる候補者の選定	2
(3) 候補者の優先順位	2
(4) 補助対象者	2
(5) 補助額の算定	3
(6) 候補者の申請	3
(7) 候補者の決定	3
(8) 候補者の報告	3
(9) 候補者の取消し等	3
(1 0) 補助金交付申請手続き	3
(1 1) 交付決定の通知	4
(1 2) 委任	4
(1 3) 実施年度	4
(1 4) 事務局	4
4 . 様式集	5

掲載

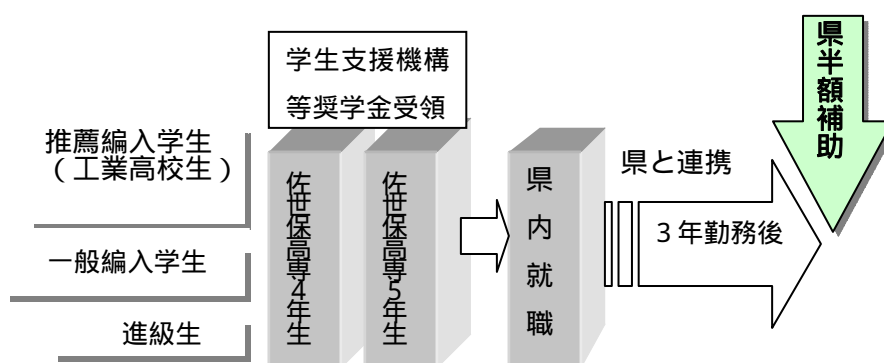
1. 奨学金返済補助金支援制度とは

長崎県が県内企業の中核を担う優秀な人材を確保するため、編入学生などが卒業後、県内に就職した際、借り入れた奨学金について、県（及び賛同企業）が補助金を交付する制度である。

2. 制度の概要

- (1) 候補者・・・佐世保高専の学生（奨学生）で編入学生および進級生（4年生以上）
- (2) 利用奨学金・・・日本学生支援機構、長崎県育英会
- (3) 補助金支給対象者・・・候補者にエントリーした生徒のうち、卒業後県内企業に就職し、3年以上勤続した者（最大12名/年）（4年目に補助金を支給する。）
- (4) 補助金額・・・4年生からの2年間で貸与した金額の1/2
（例）日本学生支援機構の奨学生（自宅外）の場合、
1名につき最大612,000円（月額51,000円の2年分の半額）
- (5) その他・・・本制度に賛同する県内企業（資料参照）に就職した場合、各々設定した条件を満たすと、県と同様の支援を受けられる。

県内就職促進奨学金制度 イメージ図



長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付実施要綱

(目的)

第1条 新規学卒者の県外流出に歯止めを掛け、県内企業の中核を担う優秀な人材確保を支援するため、佐世保工業高等専門学校(以下「佐世保高専」という。)に推薦により編入学する工業高校生などのうち、県内就職を希望する者が一定の条件を満たした場合、その者が借り入れた奨学金の就職後の返済の一部について、長崎県県内就職促進奨学金返済補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(以下「部要綱」という。)の規定によるほか、この実施要綱を適用する。

(交付の対象となる候補者の選定)

第2条 補助金の交付の対象となる候補者(以下「候補者」という。)を、次の各号のいずれにも該当する者の中から選定する。

(1) 次に掲げるいずれかの佐世保高専の学生であること

- ア 推薦による編入学生(4年生)
- イ 一般編入学生(4年生)
- ウ 進級生(4年生)
- エ 進級生(5年生)(専攻科の学生も含む)

(2) 次に掲げるいずれかの奨学生であること

- ア 日本学生支援機構
- イ 長崎県育英会

(3) 佐世保高専卒業後、県内民間企業への就職を希望すること

(候補者の優先順位)

第3条 候補者の選定に当たっての優先順位は、前条第1号についてはア、イ、ウ、エの順、前条第2号についてはア、イの順とする。

2 候補者の数は、毎年度12名以内とする。

3 平成20年度は、前条第1号イ、ウのうち、同条2号、3号の要件を満たす者の中から選定する。

(補助対象者)

第4条 候補者として選定された者のうち、佐世保高専を卒業後、直ちに県内民間企業に3年間勤務した者を補助対象者として補助金を交付する。

(補助額の算定)

第5条 補助金額は2年間の奨学金受給総額の2分の1とし、「日本学生支援機構第一種奨学金」の最大受給額2年間分の2分の1を上回らないこととする。

(候補者の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者選定申込書(以下「様式第1号」という。)を佐世保高専を通じて知事に申請しなければならない。

(候補者の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請をした者の中から、第3条の優先順位等を勘案し候補者を決定したときは、佐世保高専を通じて、長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者決定通知書(以下「様式第2号」という。)により候補者に通知するものとする。

(候補者の報告)

第8条 候補者は、次の各号いずれかに該当するときは、その旨を記載した書面を、佐世保高専を通じて、知事に提出しなければならない。

- (1) 原級留置(留年)したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (4) その他、候補者の要件に変更が生じたとき。

2 候補者は、佐世保高専卒業時に就職先等を記載した書面を、佐世保高専を通じて、知事に提出しなければならない。

3 候補者は、佐世保高専卒業後3年以内において、第4条の要件を満たさなくなった場合には、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(候補者の取り消し等)

第9条 知事は、前条の報告があったとき、必要に応じ候補者の取り消し等の処置を行うものとする。

(補助金交付申請手続き)

第10条 候補者のうち第4条の要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付申請書(以下「様式第3号」という。)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 11 条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付決定通知書（以下「様式第 4 号」という。）により補助対象者に通知するものとする。

(委任)

第 12 条 この実施要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

(実施年度)

第 13 条 第 6 条、第 7 条に係る候補者の申請・決定は、平成 2 0 年度から平成 2 5 年度までとし、第 10 条、第 11 条に係る補助金交付申請・決定は、平成 2 5 年度から平成 3 0 年度までとする。

(事務局)

第 14 条 長崎県産業労働部産業人材課に補助金交付事務に係る事務局を置く。

附 則

(適用)

本実施要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式集（記入方法）

様式第 1 号（第 6 条関係）

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者選定申込書

様式第 3 号（第 10 条関係）

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付申請書

様式 任意（第 8 条関係）

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の状況報告書

様式 任意（第 8 条 2 関係）

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の就職決定報告書

様式 任意（第 8 条 2 関係）

口座振替申込書

記入例

様式 任意（支援企業に就職した場合）

奨学金返済承認契約書

様式第 1 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

平成 年度長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者選定申込書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金制度の候補者選定につきまして、実施要綱第 6 条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

- 1 平成 年度 (推薦による編入学生、 一般編入学生、 進級生)
【上記のいずれかに 印 を付けて下さい。】

- 2 日本学生支援機構 第一種 奨学金 (月額奨学金 円)
第二種 奨学金 (月額奨学金 円)

長崎県育英会 奨学金 (月額奨学金 円)
【上記のいずれかに金額を記入して下さい。】

- 3 関係書類
(1) 奨学生証 (写) 又は奨学生採用通知書 (写)

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

平成 年度長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付申請書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金につきまして、実施要綱第4条の要件を満たしましたので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 要件

勤 務 先	在 職 期 間	証 明 者
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印

3 関係書類

口座振替申込書、奨学金の貸与金額を証明できるもの

第 号
平成 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の状況報告書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者について、実施要項第 2 条に基づき決定通知を頂いておりましたが、実施要項第 8 条に該当する事態が生じたので報告いたします。

1 , 報告内容

2 , 関係書類

第 号
平成 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の就職決定報告書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者について、実施要項第8条2により報告いたします。

1, 就職先

会社名	
所在地	〒
T E L	

2, 緊急連絡先(実家等)

住所	〒
T E L	
携帯(本人)	

3, 関係書類

内定通知書など

口座振替申込書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

住民票住所

氏 名

印

〔生年月日

〕

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金支援制度における奨学金総額の2分の1の補助金を
下記口座へ振込んでいただきますようお願いいたします。

ただし、奨学金総額は佐世保高専4年生～5年生在学期間中に貸与した金額とする。

金融機関名

口座番号

口座名義

記入例

様式第1号 (第6条関係)

佐高専学第 号
平成 年 月 日

長崎県知事

様

知事名を記入

住民票と同じ住所を記入

住所

氏名

印

平成 年度長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者選定申込書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金制度の候補者選定につきまして、実施要綱第6条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

- 1 平成 年度 (推薦による編入学生、 一般編入学生、 進級生)
【上記のいずれかに 印 を付けて下さい。】

- 2 日本学生支援機構 第一種 奨学金 (月額奨学金 51,000 円)
第二種 奨学金 (月額奨学金 円)

長崎県育英会 奨学金 (月額奨学金 円)
【上記のいずれかに金額を記入して下さい。】

3 関係書類

- (1) 奨学生証 (写) 又は奨学生採用通知書 (写)

記入例

様式第3号(第10条関係)

第 号
平成 年 月 日

長崎県知事

様

知事名を記入

住民票と同じ住所を記入

住所

氏名

印

平成 年度長崎県県内就職促進奨学金返済補助金交付申請書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金につきまして、実施要綱第4条の要件を満たしましたので、下記のとおり申請します。

記

(例)

日本学生支援機構奨学生(自宅外)の場合
月額 $51,000 \times 24 \text{ヶ月} \div 2$

1 申請金額 612,000 円

2 要件

勤務先	在職期間	証明者
(株)	H 年 月 日から H 年 月 日	会社名 (株) 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印
	年 月 日から 年 月 日	会社名 代表者 印

3 関係書類

口座振替申込書、奨学金の貸与金額を証明できるもの

記入例

佐高専学第 号
平成 年 月 日

長崎県知事

様

知事名を記入

住民票と同じ住所を記入

住所

氏名

印

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の状況報告書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者について、実施要項第2条に基づき決定通知を頂いておりましたが、実施要項第8条に該当する事態が生じたので報告いたします。

1, 報告内容

2, 関係書類

記入例

佐高専学第 号
平成 年 月 日

長崎県知事

様

知事名を記入

住民票と同じ住所を記入

住所

氏名

印

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者の就職決定報告書

長崎県県内就職促進奨学金返済補助候補者について、実施要項第8条2により報告いたします。

1, 就職先

会社名	(株)
所在地	〒
TEL	

2, 緊急連絡先(実家等)

住所	〒
TEL	
携帯(本人)	

3, 関係書類

内定通知書など

記入例

口座振替申込書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

住民票住所

氏 名 印

(生年月日 H 年 月 日)

長崎県県内就職促進奨学金返済補助金支援制度における奨学金総額の2分の1の補助金を
下記口座へ振込んでいただきますようお願いいたします。

ただし、奨学金総額は佐世保高専4年生～5年生在学期間中に貸与した金額とする。

金融機関名 銀行 支店

口座番号

口座名義

奨学金返済承認契約書

事業主 (以下甲という。)
労働者 (以下乙という。)は、下記のとおり奨学金返済承認契約を締結した。

第1条(目的)

甲は、乙が 年 月 日までの佐世保工業高等専門学校在学中2年間に借り入れた奨学金 円也であることを確認すると共に、その返済額の 分の1 円也を次条以下の約定により弁済することを約し、承認した。

第2条(支払方法)

甲は、乙が継続勤務 年経過後の 月末日までに、前条に示す返済額を乙の指定する金融機関(銀行 店)の乙名義の口座(普通口座)に振込送金して支払うものとする。

第3条(契約無効)

甲は、乙が前条に示す継続勤務を満たさない場合、また、両者合意の上での契約破棄とする場合、この契約書は無効となる。

上記のとおり合意したので、契約の遵守を制約し、本書2通を作成し、甲・乙は署名・捺印の上、各1通あて保有する。

年 月 日

(事業主)氏名 印

(乙)住所

(労働者)氏名 印

(甲)住所

佐世保高専・工業高校連携事業 諸手続き

編入学生手続きの流れ(各高校)

月日	編入学手続き	奨学金等に関する手続き	必要書類等
7月	下旬 推薦による編入学試験		
8月	下旬 一般編入学試験		
9月	合格発表		

編入学生の奨学金受給申請・返済支援候補者選定手続き(佐世保高専)

月日	編入学手続き	奨学金等に関する手続き	必要書類等
4月	編入学	奨学金受給申請	本人(佐世保高専) 日本学生支援機構、県育英会
5月			
6月		奨学金受給決定	日本学生支援機構、県育英会 本人(佐世保高専)
7月		返済支援候補者選定	候補者選定申込書(様式1) <本人 高専経由 県>
8月			
9月		返済支援候補者決定	候補者決定通知書(様式2) <県 高専経由 本人>

定員を満たしていない場合の再募集

月日	対象者	必要書類等
4月～10月	【今年度卒業予定者】県内就職の希望者または可能性がある者 (県内企業内定者も含む) 5年生、専攻科2年生が対象	候補者選定申込書(様式1) <本人 高専経由 県>
9月 ～10月	【来年度卒業予定者】学力により編入学した生徒及び進級生(専 攻科含む)に対して募集 4年生、専攻科1年生が対象	候補者選定申込書(様式1) <本人 高専経由 県>
随時	返済支援候補者決定	候補者決定通知書(様式2) <県 高専経由 本人>

卒業時の手続きの流れ(佐世保高専)

月日	就職関連	奨学金等に関する手続き	必要書類等
3月	就職	就職決定報告	就職決定報告書(任意) <本人 高専経由 県>

就職後3年間経過後の手続きの流れ(本人・就職した企業)

月日	就職関連	奨学金等に関する手続き	必要書類等
3年経過後 の翌月 (4月)	就職後3年経過確定 (年3月31日に3年満了)	奨学金返済支援申請	返済補助金申請書(様式3) 【その他必要書類】 口座振替申込書 奨学金の貸与金額が証明できるもの <本人 企業経由 県>
3年経過後 の1年後月 (3月)			
(4月)		奨学金返済支援決定	補助金交付決定通知書(様式4) <県 本人>
(5月)			
(6月)		奨学金返済支援実施	

支援企業に就職した生徒

卒業年 3月	奨学金返済承認契約書の作成	【必要書類】 奨学金返済承認契約書 奨学金の貸与金額が証明できるもの <本人は2通作成 高専経由 企業 (入社後)企業は作成のうえ1通を本人へ>
	条件に示した年数経過後	奨学金返済承認契約書に基づき企業へ申請

候補者の要件に変更が生じたとき 候補者の状況報告書(任意)を提出 本人 高専(企業) 県